

安総 3 第×××号
令和 4 年 4 月 8 日

××市××町××番地

審査請求人

●● ●● 様

処分庁 安来市長（税務課）

裁 決 書

審査請求人が令和 4 年 3 月 2 4 日に提起した処分庁による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 3 条第 2 項に基づく現所有者（納税義務者）として指定された土地について地籍調査を行わないことについての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、令和 4 年 2 月 2 5 日、審査請求人の母である▲▲▲▲▲が令和 3 年××月××日に死亡したことにより、令和 4 年度から相続登記が完了するまでの間、下記土地につき現所有者（納税義務者）の代表として指定した（以下「本件手続き」という。）。<\/li><\/ol>

記

土地

| 所在地 | 地目 | 地積 (m ²) |
|-----|----|----------------------|
| ●● | ●● | ●● |

- 2 審査請求人は、上記 1 の土地のうち、保安林、山林及び原野の土地（以下「本件土地」という。）は、公図や切図により大まかな土地の配置を確認することができるが、地籍調査が行われていないため場所の特定は困難であり、現地で明確な場所を確認することができず、その原因は、処分庁が地籍調査を行わなかった不作為が原因であると、令和 4 年 3 月 2 4 日、安来市長に対し審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件土地は、審査請求人の4世代前の名義人（■■■■■）が所有人となっており、引き継ぎ及び個人で場所の特定ができる状況にない。

市は、課税を行う処分庁でありながら、課税物件を明示できていない。

本件土地に対して地籍調査の予定はなく、計画すら提示できないことは行政の不作為である。

理 由

1 本件審査請求の適法性

以下の理由により、本件手続きは審査請求の対象に当たらない。

不作為についての審査請求は、審査請求人が審査請求に先立ち、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請したこと」が要件となっている（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条）ため、この要件を満たさない審査請求は、不適法な審査請求となる。

地籍調査は、国土調査法に基づき行われるが、地籍調査を求めることができるとする規定は同法には存在しない。よって、地籍調査を求める行為は、「法令に基づく申請」に該当するものと認められない。

よって、本件手続きは審査請求の対象とならない。

2 本件審査請求の補正可能性

審査請求人の主張を斟酌するに、本件手続き以外の点について審査請求の対象とする意思があると解することはできないため、本件審査請求の対象を補正することができないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項に基づき、同条第1項及び同法第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

審査庁（総務課）

安来市長 田 中 武 夫

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。